

動薬協会発206号
平成27年1月26日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。

26消安第5104号
平成27年1月18日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

26消安第5104号
平成27年1月18日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視
体制の強化について

今般、佐賀県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、同県に対して通報があり、同県が鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

昨年12月以降、宮崎県、山口県及び岡山県において本病の発生が確認されたことに伴い、数次にわたり、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号、平成26年12月28日付け26消安第4787号、平成26年12月30日付け26消安第4791号及び平成26年1月16日付け26消安第5060号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）等を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしているところです。しかしながら、今回新たに佐賀県の家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、引き続き、緊張感を維持し、本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対して、佐賀県の家きん飼養農場において本病の疑似患畜が発生した旨の情報を提供するとともに、適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期すようお願いいたします。